東京医科歯科大学病院手術部規則

（平成１６年４月１日
規則第１０９号）

（趣旨）

第１条　東京医科歯科大学病院手術部（以下「手術部」という。）については、東京医科歯科大学病院規則（平成１６年規則第１０６号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第２条　手術部は、病院長の管理の下に、基盤診療部門として本院の患者の診療上必要な手術を行うほか、教育及び研究を行うことを目的とする。

（職員及び職務）

第３条　手術部に、次の職員を置く。

(1) 部長
(2) 副部長
(3) 教員
(4) 医療技術職員
(5) その他必要な職員

２　部長は、大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

３　部長は、病院長の命を受け、手術部の管理運営に当たる。

４　副部長は、大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教員（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

５　副部長は、部長の職務を補佐する

６　教員は、部長の命を受け、業務を処理する。

７　その他必要な職員は、部長の命を受け、業務を分掌する

（選考）

第４条　部長及び副部長の選考は、病院運営会議の議を経て、病院長が決定する。

２　部長及び副部長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、部長及び副部長の任期の末日は、当該部長及び副部長を任命する病院長の任期の末日以前とする。

３　病院長は、部長及び副部長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。

４　部長又は副部長が任期途中で欠けた場合の後任の部長又は副部長の任期は、前任者の残任期間とする。

５　定年退職日が第２項の規定による任期の末日前である部長及び副部長の任期は、第２項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。

６　前項の適用を受けた者の後任の部長及び副部長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。

７　前条第１項に掲げる職員のうち、部長又は副部長について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成２５年制定）を適用するものとする。

（運営委員会）

第５条　手術部の円滑な業務を図るため、手術部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、次の事項を審議する。

(1) 手術部の運営に関する基本的事項

(2) 手術部に必要な規則の制定及び改廃に関する事項

(3) その他必要な事項

（委員）

第６条　委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）の臨床系教授　２名(内科系１名､外科系１名)

(2) 大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（歯学系）の臨床系教授　１名

(3) 手術部長

(4) 手術部副部長

(5) 放射線部長

(6) 輸血・細胞治療センター長又は同副センター長

(7) 救命救急センター長

(8) 集中治療部長

(9) 材料部長

(10) 医療情報部長（医科部門）及び（歯科部門）

(11) 看護部長

(12) 医事一課長

(13) 医事二課長

(14) 医療支援課長

(15) その他病院長が必要と認めた者

２　前項第１号、第２号及び第１５号の委員は、病院長が委嘱する。

３　前項の委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第７条　委員会に委員長を置き、手術部長をもって充てる。

（委員会の招集等）

第８条　委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

２　委員長に事故があるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代行する。

（議事）

第９条　委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

２　第６条第１項第１号及び第３号から第１３号までに規定する委員が、やむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、その代理の者を出席させることができる。

３　前項の規定による代理出席者は、当該委員会において委員とみなす。

（委員以外の者の出席）
第１０条　委員会は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（事務）
第１１条　委員会に関する事務は、病院事務部医療支援課が行う。

（雑則）
第１２条　この規則に定めるもののほか、手術部の業務の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

（その他）
第１３条　この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附　則
この規則は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則（平成２１年２月１７日規則第２号）
この規則は、平成２１年４月１日から施行する。
附　則（平成２４年１月３１日規則第１４号）
この規則は、平成２４年２月１日から施行する。
附　則（平成２５年８月１日規則第９０号）
この規則は、平成２５年８月１日から施行し、平成２５年６月１日から適用する。
附　則（平成２６年２月３日規則第４号）
この規則は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則（平成２６年６月１９日規則第４５号）
この規則は、平成２６年６月１９日から施行し、平成２６年５月１日から適用する。
附　則（平成２８年３月２４日規則第５０号）
この規則は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則（平成３０年９月２０日規則第８６号）
この規則は、平成３０年９月２０日から施行し、平成３０年９月１日から適用する。
附　則（令和３年９月３０日規則第９４号）
この規則は、令和３年１０月１日から施行する。